

高知県環境基本計画改定委託業務仕様書(案)

第1 業務目的

高知県環境基本条例第9条に基づき、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため環境保全及び創造に関する基本的な計画として策定した高知県環境基本計画第五次計画(以下「現計画」という。)の計画期間が令和7年度で満了することから、現計画を策定した令和3年4月以降の国内外の動向や今後の動きの見込みを踏まえ高知県環境基本計画第六次計画(以下「新計画」という。)を策定することを目的とする。

第2 業務内容

受託者は、本委託業務に必要な職員を配置のうえ、次に掲げる業務の一切を行う。

1 業務計画書の作成

業務目的及び業務内容を理解したうえで、業務計画書を作成し、契約締結後10日以内に委託者に提出する。

作成にあたっては、新計画の策定について審議する高知県環境審議会総合部会(以下「総合部会」という。)、行動計画の進捗管理を行う高知県環境審議会(以下「審議会」という。)及びパブリックコメント(令和8年2月実施予定)等の実施時期を踏まえたものとする。

2 情報収集等

- (1) 高知県環境基本計画第五次計画を踏まえつつ、国の第六次環境基本計画(令和6年5月1日閣議決定)、第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)及び生物多様性国家戦略2023-2030等の関係計画の内容について、情報を集め計画に反映すること。
- (2) 環境行政に関連する国内外の動向、最新の統計データや政策(国や他県の環境基本計画、高知県地球温暖化対策実行計画(令和7年度改定)等)や環境問題の情報を集め、整理を行うこと。
- (3) 現計画の目標・施策に対する成果等の分析を行うこと。
- (4) 国内外の動向、現計画の成果及び高知県が実施した調査、(1)、(2)の実施内容などから、本県の現状と課題を整理すること。
- (5) 上記(4)で整理した本県の課題を解決するための手法及び指標を設定する。設定に当たっては、総合部会等での意見を反映させたものとする。

3 総合部会の開催

新計画の作成にあたり、総合部会を業務期間中に4回開催する。招集通知は委託者が行い、受託者は次に掲げる業務を行う。

(1) 開催日程の調整

受託者は、委託者と協議のうえ、委員との日程調整を行うこと。なお、開催予定時期と議題(案)は下記のとおりとする。

- ・第1回 令和7年7月下旬:計画の基本的な考え方・方向性について
 - ・第2回 令和7年10月中旬:計画素案について
 - ・第3回 令和7年11月下旬:新計画(案)について
 - ・第4回 令和8年3月中旬:新計画(案)の最終審議
- (2) 会場の手配、準備、当日の運営補助等
会場は、高知市内で30名が収容可能な施設を手配し、会場費用を支払うこと。
- (3) 会議資料の作成
受託者は、委託者と協議のうえ、(1)に規定する総合部会の資料を作成すること。
- (4) 議事録の作成
受託者は、総合部会の議事録を作成し、総合部会開催後10日以内に委託者へ提出すること。
- (5) 部会での意見への対応
受託者は、総合部会での意見を整理し、対応内容を記載した意見対応表を作成すること。
- (6) その他、委託者が指示すること

4 審議会への出席

令和8年2月に開催予定の審議会へ出席することし、受託者は次に掲げる業務を行う。

- (1) 審議会当日の新計画(案)の説明資料の作成
受託者は、委託者と協議のうえ、新計画(案)について説明する資料を作成すること。
- (2) 審議会での新計画(案)に対する意見への対応
受託者は、審議会における新計画(案)に対する意見の整理を行い、対応内容を記載した意見対応表を作成するとともに、必要があれば計画に反映すること。

5 新計画(案)の策定

上記2に掲げる事項、上記3に掲げる総合部会、上記4に掲げる審議会での意見及びパブリックコメントの結果等を踏まえ、委託者と協議のうえ新計画(案)を作成する。

ただし、第2回総合部会までに素案を作成し、その後、随時修正していくものとする。

6 打合せ

業務計画書提出時、総合部会開催前(4回)、審議会開催前、その他必要に応じて打合わせを行うこと。なお、打合せ終了後は、打合せ内容について記載した打合せ記録簿を各打合せ終了後2日以内に委託者へ提出すること。

7 成果品

委託期間中に提出する業務計画書、議事録(音声データを含む。)、打合せ記録簿、事業報告書に加えて、業務完了時に次に掲げるものを成果品として提出する。

- (1) 新計画(紙媒体、電子データ(ワード形式、PDF形式(一括・分割)))
- (2) 新計画の概要説明に用いるスライド資料(紙媒体、電子データ)
- (3) その他委託者が指示する資料